

住宅防音工事に新たな制度が加わります

平成30年10月1日から、住宅防音工事に **3つの新制度** を追加します。

対象となる住宅

- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）に基づき、国土交通省が告示した騒防法第1種区域内のうち、**A滑走路に係る第1種区域内の住宅**が対象となります。
- ただし、都市計画決定（A滑走路：平成13年5月11日及び平成23年11月11日）により定められた航空機騒音障害防止地区内に、その都市計画決定以降に新築された住宅は、防音工事の対象にはなりません。
- 新制度は**防音工事をこれから行う住宅が対象**であり、既に防音工事を行った住宅への追加措置ではありませんので、ご了承下さい。

新制度のご案内

【1. ペアガラスへの助成】

従来の防音工事では、一定の遮音性能を有するペアガラスを使用する際には、ペアガラスの代金と単板ガラス代金の差額分を自己負担して頂いておりました。

今後は、標準仕様に準ずるものとして、市販防音サッシとペアガラスの合計額に対し、特殊防音サッシと単板ガラスの合計額を超えない範囲で助成します。

助成範囲

(1) NAA標準仕様 【特殊防音サッシ+単板ガラス】

特殊防音サッシ代金	単板ガラス代金
-----------	---------

(2) 従来：ペアガラスを使用した場合 【市販防音サッシ+ペアガラス】

市販防音サッシ代金	ペアガラス代金
	単板ガラス分 自己負担分

見直し

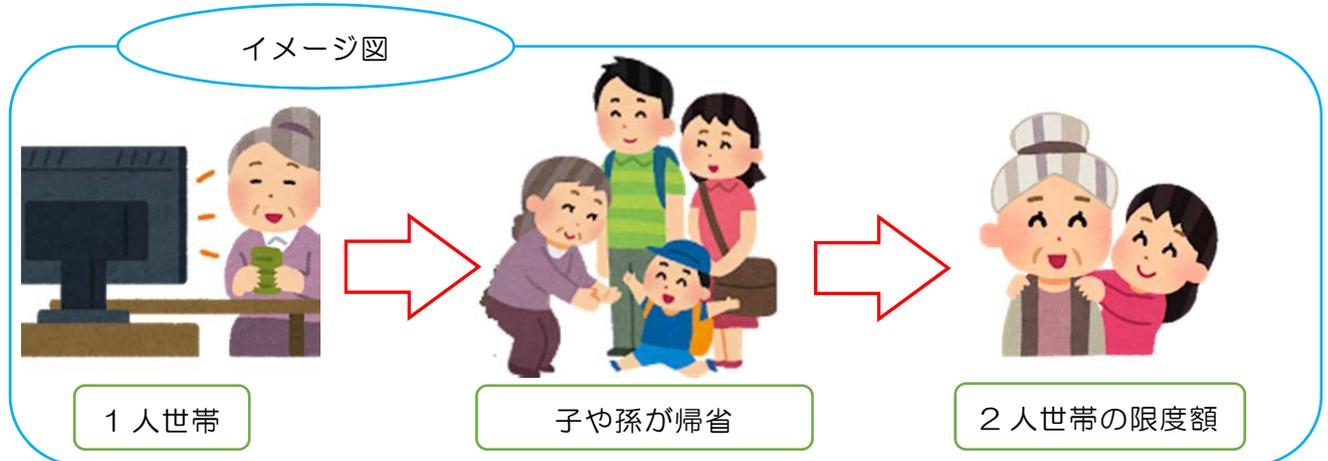
(3) 充実策 【市販防音サッシ+ペアガラス】

市販防音サッシ代金	ペアガラス代金
-----------	---------

※(1) NAA標準仕様【特殊防音サッシ+単板ガラス】代金の範囲内で助成が可能

【2. 防音工事限度額の柔軟化】

(1)複数の部屋がある住宅に一人住まいをしている場合、離れて暮らすお子さんやお孫さんが帰省されるような場合を考慮し、お子さん、お孫さんの人数にかかわらず、1人世帯を2人世帯とみなし、防音工事の限度額を引き上げます。



(2)柔軟化の条件

- ①申請者とは別の敷地に居住している子や孫がいること。
- ②子や孫の範囲は直系卑属2親等内の血族であること。

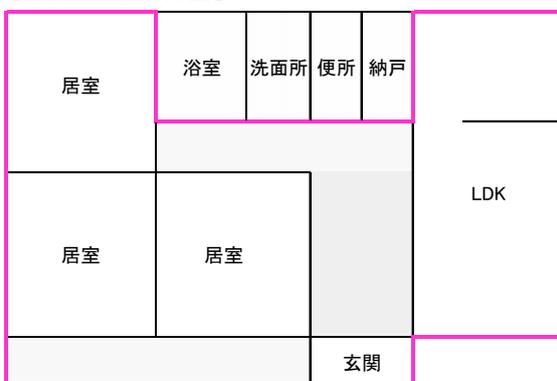
※申請者は子や孫がいることを証明できる公的機関が発行する証明書（戸籍等）のご提出が必要です。

【3. 浴室、洗面所、トイレを含む外郭防音化】

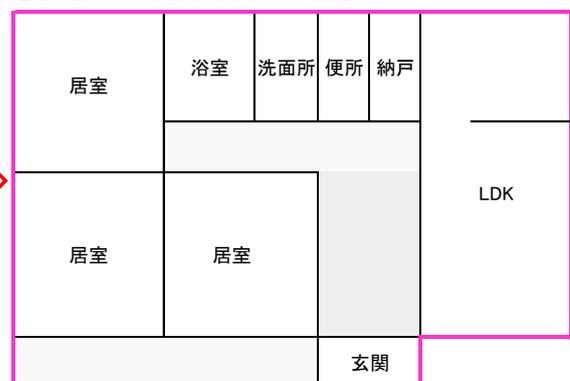
従来の防音工事では、浴室・洗面所・トイレ等については、入口の建具を防音化する工事（防音建具の設置）を行っておりました。

今後は、浴室・洗面所・トイレ等についても外郭の防音工事をする方が室内の建具を防音化するよりも合理的と認められる場合には、限度額の範囲内で外郭の防音工事が可能となります。

【現状の施工範囲】



【新たに可能となる施工範囲】



<お問合せ先>

地域共生部共生業務グループ
0476-34-5874